

区営住宅入居者募集のご案内

区営住宅とは、住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な使用料でお貸しする住宅です。民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、この募集案内をよく読んでうえでお申込みください。

【募集住宅】

【全15戸】

タイプ	申込区分番号	募集住宅	入居可能人数	募集戸数
A	01	青葉台一丁目アパート	1～2人 (1DK～3DK)	2戸
	02	碑文谷アパート		1戸
	03	南一丁目アパート		2戸
	04	目黒本町四丁目アパート		1戸
B	05	上目黒一丁目アパート	2人以上 (2DK～3DK)	1戸
	06	上目黒四丁目アパート		2戸
	07	碑文谷四丁目アパート		1戸
C	08	東が丘一丁目第2アパート	3人以上 (3DK)	2戸
JA	09	南一丁目アパート	1～2人 (2DK) (居室内で病死等があった住戸)	2戸
JC	10	三田一丁目アパート	3人以上 (3DK) (居室内で病死等があった住戸)	1戸

※住宅の詳細は、18ページを参照してください。

※パンフレットの中に申込書と封筒が入っています。

【申込書配布期間】 令和5年10月2日(月)～10月13日(金)

【申込書受付期間】 令和5年10月2日(月)～10月18日(水)

申込書は目黒区「公営住宅の窓口」に郵送で届いたものに限って受け付けます。窓口での受付は行いません。
10月18日(水)当日の消印有効。

【抽 せ ん 日】 令和5年12月6日(水)

抽せん番号のお知らせは令和5年11月21日(火)に発送予定です。

もくじ

【募集住宅】 ……………	1ページ	4 所得基準表……………	9
1 申込みについて ……………	3ページ	5-1 給与所得の方……………	10
1 申込方法……………	3	5-2 年金を受けている方……………	12
2 注意事項……………	3	5-3 事業等所得の方……………	13
3 こんなときは……………	4	6 特別控除について……………	14
2 申込みから入居までの流れ	5ページ	5 抽せん方法と	
1 申込みから抽せんまで……………	5	優遇抽せんについて ……………	15ページ
2 資格審査から入居まで……………	5	1 抽せん方法について……………	15
3 入居資格 ……………	6ページ	2 補欠者について……………	15
1 目黒区内に1年以上		3 優遇抽せんについて……………	15
居住していること……………	6	6 募集住宅について ……………	17ページ
2 世帯の所得金額が		1 タイプの基準……………	17
所得基準内であること……………	6	2 居室内で病死等があった住戸に	
3 住宅に困っていること……………	6	おけるタイプの基準……………	17
4-1 家族で申込むときの資格……………	6	3 募集住宅一覧……………	18
4-2 単身者が申込むときの資格……………	7	4 使用料について……………	18
5 申込者(同居予定者含む)が		5 区営住宅の標準的な間取り……………	19
暴力団員でないこと……………	7	7 申込書の書き方 ……………	20ページ
4 所得金額の計算方法 ……………	8ページ	8 入居後のご注意 ……………	22ページ
1 まず所得の種類を		9 前回の応募倍率 ……………	24ページ
確かめましょう……………	8		
2 家族数は何人ですか?……………	8		
3 家族全員の所得の合計は			
いくらですか?……………	9		

1 申込みについて

1 申込方法

- (1) 申込書に必要事項を記入してください（申込書の書き方20～21ページをご覧ください。）。
- (2) 申込書の郵便はがきに**63円切手を2か所に貼ってください**。
切手が貼っていないもの、金額が不足しているものには、抽せん番号・抽せん結果の通知はできません。
- (3) 申込用封筒に申込書だけを入れ、**84円切手を貼り、必ず郵送してください**。
切手が貼っていないもの、金額が不足しているものは、受け付けません。
- (4) 申込書の受付期間は**10月2日（月）～10月18日（水）まで**。目黒区「**公営住宅の窓口**」に郵送で届いた申込書に限り受け付けます。10月18日（水）の消印有効。
窓口での受付はいたしません。
- (5) 提出書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
※ 申込書で取得した個人情報、募集業務以外には使用しません。
- (6) 特定の住戸や階数を指定して申し込むことはできません。

2 注意事項

- (1) 申込書に虚偽の記載、**不備などがあるときは無効になります**。
- (2) 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたときや同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（入居申込世帯員欄に記入しているものを含む。）は、**全ての申込みが無効になります**。
- (3) 1ページの申込区分番号を確認し、**1つだけ選んで申し込んでください**。複数を選んだときは、**申込みが無効になります**。なお、申込区分番号により入居可能人数が異なりますのでご注意ください。
- (4) 他の公営住宅に入居、または入居が決まっている方は、原則として申し込みできません。
※6ページの **3** 3(2) をご覧ください。
- (5) 申込み後、**目黒区外に転出した場合は無効になります**。
- (6) 申込み後の申込区分番号、申込者、入居申込世帯員の変更はできません（出生、死亡等は除く。）。
- (7) 住民税の滞納者、住宅の家賃を滞納している方は、不合格になります。
- (8) 居室内で病死等があった住戸の事故内容については、一切お答えできません（具体的な状況、死因等）。入居後、居室内で病死等があった住戸であることを理由に他の住戸への変更はできません。また、使用料は一般募集住戸と変わらず、居室内で病死等があった住戸であることを理由に使用料が減額されることもありません。

3 こんなときは

◎ 「申込み後、目黒区内で住所が変わった！」

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知はがきを受け取れるようにしてください。

◎ 「抽せん番号の通知はがきが届かない！」

切手の貼り忘れや料金不足、宛先不明などの場合、通知はがきは送付しません。ただし、申込書に不備がなければ、抽せんの対象とします。

◎ 「抽せん結果の通知はがきが届かない！」

令和5年12月19日(火)を過ぎても届かない場合は、下記へお問い合わせください。
目黒区「公営住宅の窓口」電話03-3715-1871

◎ 「資格審査対象者・補欠者となった後に目黒区内で住所が変わった！」

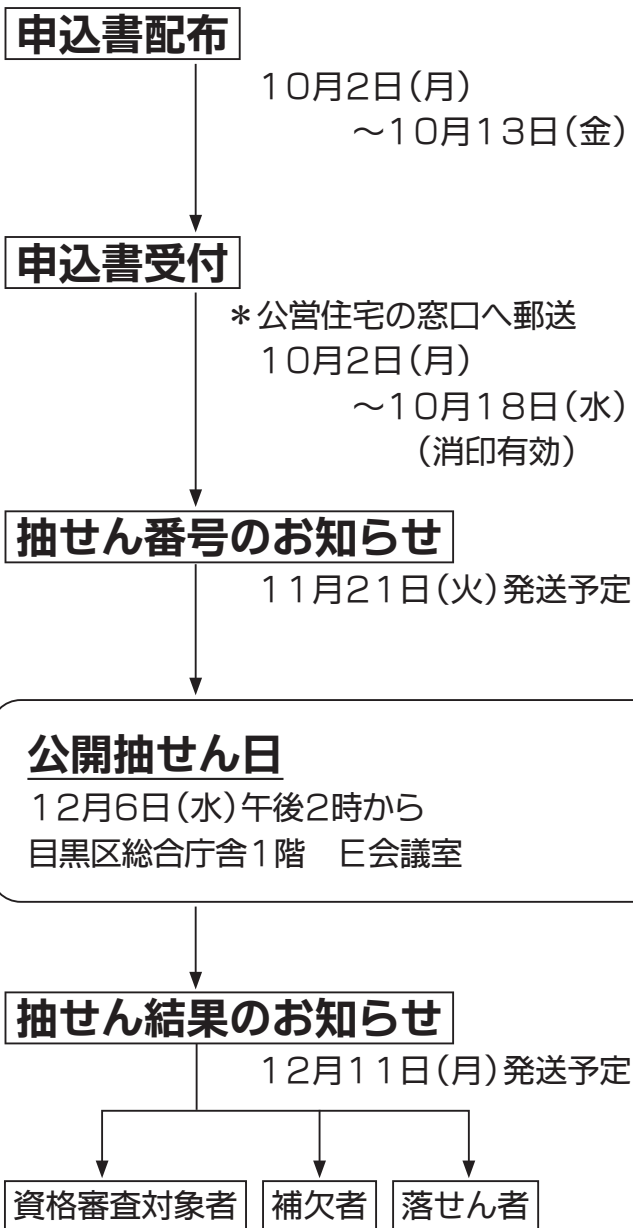
下記にはがきで連絡し、資格審査通知書等を受け取れるようにしてください。
なお、はがきはご自身でご用意ください。

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 別館6階
目黒区「公営住宅の窓口」

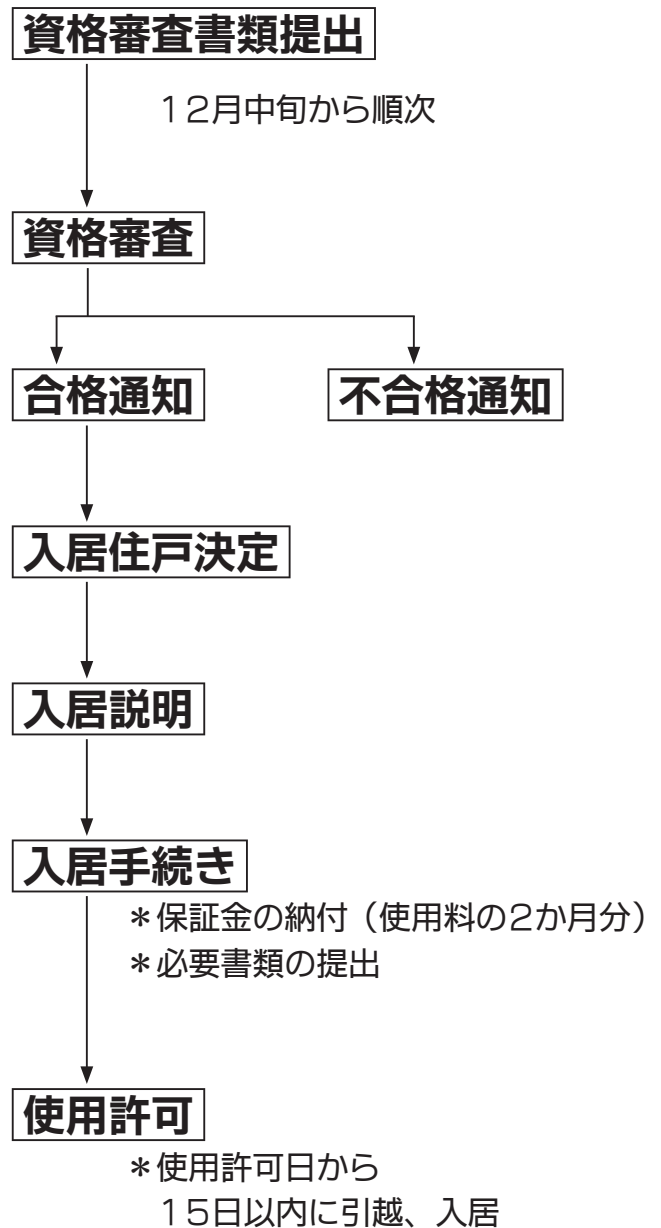
「はがき」には、①申込みした申込区分番号 ②抽せん番号 ③旧住所
④新住所 ⑤新電話番号 ⑥申込者名 を記入してください。

2 申込みから入居までの流れ

1 申込みから抽せんまで



2 資格審査から入居まで



※ 抽せん結果については、個別に郵送します。また、抽せん日翌日から抽せん結果の発送日まで目黒区総合庁舎1階西口ロビーに掲示します。ホームページには準備が整い次第掲載します。電話での抽せん結果のお問い合わせには、お答えできません。

※ 資格審査に合格しないと入居できません。

※ あっせんされた住戸を辞退した場合は、資格審査対象者としての資格を失います。

※ 補欠者は資格審査対象者が不合格等となった場合に繰り上げて審査を行います。不合格等がなかった際には、あっせんはありません。

3 入居資格 次の1～5の条件にあてはまる必要があります。

1 目黒区内に1年以上居住していること

申込者本人が令和4年10月19日以前から申込みの日まで引き続き目黒区内に居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票の写しで証明できること。

※成年者（18歳以上）・・・平成17年10月19日以前生まれの方

※外国人については在留資格が確認できること。

2 世帯の所得金額が所得基準内であること

申込世帯の所得金額の合計が、9ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。10～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得金額を確かめてください。

3 住宅に困っていること

申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者がいないこと、公的な住宅の名義人がいないこと。

ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

(1) 自家所有者（同居親族に自家所有者がいる場合も含む。）

ア 所有している住宅が著しく老朽化しており、区営住宅入居後1か月以内に解体でき、かつ、解体後1か月以内にそのことを証明する登記簿謄本等を提出すること。

イ 正当な理由による立ち退きの要求を受け、その住宅を処分又は撤去する必要があり、そのことを証明できる書類を提出できること。

(2) 公的な住宅の入居者

ア UR賃貸住宅(旧公団)、公社住宅、都民住宅、区民住宅にお住まいの世帯で、家賃(共益費を除く。)の負担が、申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した額の20%以上であること。

イ 公営住宅等にお住まいの世帯で、現在の住宅の住戸専用面積が7ページの「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること。

4-1 家族で申込むときの資格

(1) 申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です(外国人については、在留資格が確認できること)。

※親族には、内縁関係、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した同性カップル等を含みます。

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません(出生、死亡等の場合は除く)。

(2) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまり、やむを得ない事情にあると判断される場合に限りです。

ア 婚約者(入居手続きのときまでに入籍できること)。

イ 同性カップル等(下記(5)の要件あり)。

ウ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

エ 独立して生計を営む2親等内直系血族(申込者の父母、祖父母、子、孫)または、2親等内直系姻族(配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者)であること。ただし、入居しようとする世帯が16ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲とします。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み。(現在、協議中、調停中、裁判中であり、入居手続きまでに離婚の成立が証明できる場合を除く)。

イ 結婚、転勤、就職、住宅が狭い(7ページの「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること)等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

(4) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

(5) 同性カップル等の場合、戸籍上の配偶者がいないこと。また、資格審査の際に日常生活において継続的に協力し合うことを約束したことを確認できる書類(公正証書等)を提出できること。

4-2 単身者が申し込むときの資格

申込者は単身者（原則として申込み時に同居している親族がいない方）で、令和4年10月19日以前から目黒区内に引き続き1年以上居住している、下記（1）～（6）のいずれかに該当する成年者で、そのことが住民票の写しで確認できること（外国人については在留資格が確認できること。）。

- (1) 60歳以上（昭和38年10月19日以前の生まれ）の方
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の方
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の方
 - ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の方※手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
- (3) 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
- (4) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できる方（区内居住が引き続き1年以下でも可）
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- (6) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のアまたはイにあてはまる方
 - ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護が終了した日から起算して5年以内の方
 - イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※上記（1）～（6）のいずれかに該当する方で、現に単身者でない方は、次の①～③のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

- ① 離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方（資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。）。ただし、配偶者以外の親族と同居している方は申込みできません。
- ② 同居親族の結婚、転勤、就職等により申込者が単身居住となること（資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。）。夫婦が別居することを理由に申込みはできません。
- ③ 居住している住宅が狭く、住戸専用面積が下記の「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること。

「住宅が狭い」場合の入居資格基準表

いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

※ 住戸専用面積にはベランダは含みません。

5 申込者（同居予定者含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

4 所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給与、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。
給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

10～11ページ 5-1をご覧ください

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

12ページ 5-2をご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。
例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

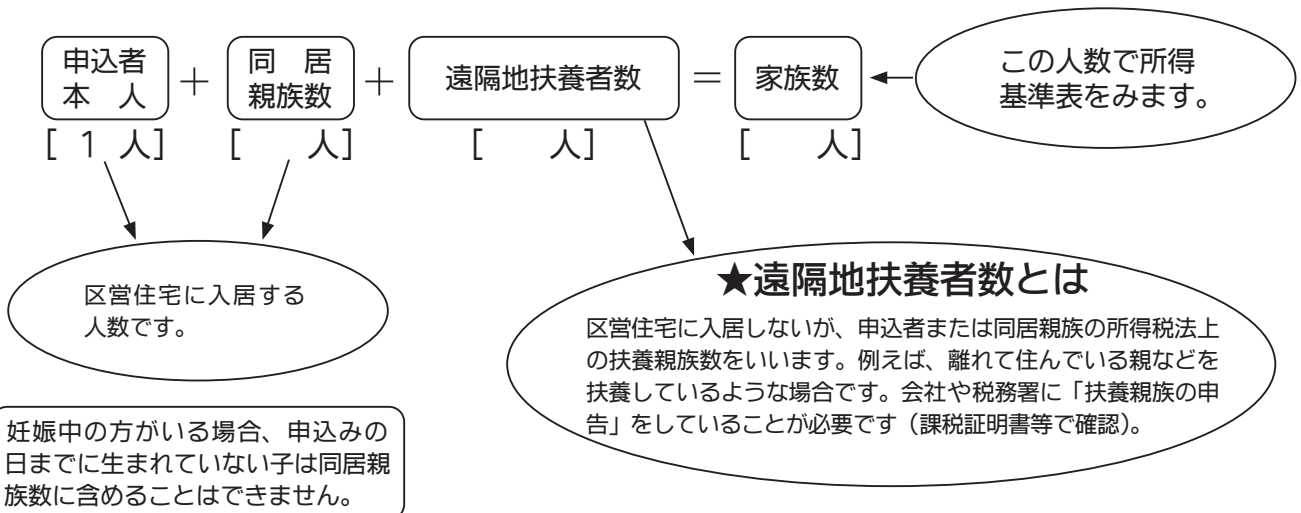
13ページ 5-3をご覧ください

★所得としないもの

- (1) 次の収入は0円とし、所得となりません。仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- (2) 過去に収入があっても、申込日現在、失業中の方は所得0円とします（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）。
- (3) 現在は収入があっても、申込日以降、結婚のため、または、現在妊娠中で出産のため、令和5年10月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）。

2 家族数は何人ですか？

★所得基準表の家族数には遠隔地扶養者を含めます。



3 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込みをする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある方の名前	(所得金額) - ★14ページの 特別控除金額(2)	★特別控除金額 所得金額から差し引いてください。 詳しくは14ページをご覧ください。	★14ページの 特別控除金額(1)	あなたの家族の 所得金額
	() - ()			
	() - ()			
合 計				

4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	区営住宅に入居する方全員の所得金額の合計	
	一般区分	特別区分
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

※家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の「特別区分」とは…

- (1) 心身障害者を含む世帯
申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- (2) 60歳以上の世帯
申込者本人が60歳以上（昭和38年10月19日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、18歳未満または60歳以上であること。
- (3) 高校修了期までの子どもがいる世帯
同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成17年4月2日以降の生まれ）がいること。
- (4) 原子爆弾被爆者を含む世帯
申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
- (5) 海外からの引揚者を含む世帯
申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。
- (6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5-1 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

(1) 現在の勤め先に就職した日が、令和4年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	
か月	円	円

◆次の①②③からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

①就職した日が令和4年1月2日～令和4年9月30日までの方
〔令和4年10月から令和5年9月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

②就職した日が、令和4年10月1日以降の方
〔就職した翌月から令和5年9月までの収入額を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

③就職した日が最近で、まだ1か月分の給与が支給されていない方
〔基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。〕

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額
円

下段で計算した所得金額を記入してください。

年間総収入額

- ※ 就職日が月の途中の場合は、その月は除いて計算をしてください。
- ※ 交通費等の課税対象外の収入は除いてください。
- ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
- ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

★ 年間総収入額を区営住宅の所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を区営住宅の所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方⇒4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \div 4,000\text{円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨て} \Rightarrow \boxed{596} \times 4,000\text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \text{ 2,384,000円}$$

(3) 6,600,000円～8,499,999円の方

(2) 現在の勤め先に就職した日が、令和4年1月1日以前の方

《源泉徴収票のある方》

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都目黒区 上目黒2-19-15-101	氏名 (受給者番号) (フリガナ) メグロ タロウ (役職名) 目黒 太郎	(給与所得控除後の金額)
種別 給料・賞与	支払金額 2,386,998円	給与所得控除後の金額 1,488,800円
所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	
扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	
損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額	
(摘要) 夏期給与特別減税額の還付済額 年間給与特別減税額	配偶者の合計所得	
	個人年金保険料の金額	

(給与所得控除後の金額)

所得金額

㉠ -100,000円 =
区営住宅の所得金額

(支払金額)

収入額

収入が複数ある場合は
㉠の合計を下表で換算

◆仕事先が1か所の場合

㉠給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円を差し引いた額を申込書の「区営住宅の所得金額欄」に記入してください。

◆仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の㉠支払金額を合計してから、下表「年間総収入額を区営住宅所得金額に換算する計算式」にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

《源泉徴収票のない方》

令和4年1月から令和4年12月までの収入額（支給金額）を10ページの(1)で計算してから（交通費、定期代などの課税対象外の収入は除く。）、下表で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち下表の「区営住宅の所得金額」に換算してください。

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

《年間総収入額を区営住宅の所得金額に換算する計算式》

年収額	A 税法上の所得金額	B 区営住宅の所得金額 (A-100,000円)
550,999円まで	0円	0円
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 550,000円 = (円)	A - 100,000円 (円)
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円	969,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円	970,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円	972,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円	974,000円
1,628,000円から 1,799,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 + 100,000円 = (円)	A - 100,000円 (円)
1,800,000円から 3,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 80,000円 = (円)	A - 100,000円 (円)
3,600,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 440,000円 = (円)	A - 100,000円 (円)
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,100,000円 = (円)	A - 100,000円 (円)

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の
所得金額

円

※「区営住宅の所得金額」
を申込書の所得金額欄に
記入します。

※年間収入額が8,500,000円以上の場合はお問い合わせください。

5-2 年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※遺族年金、障害年金以外のすべての公的年金、年金基金の収入を合計し、下表の「★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式」で計算した結果が「区営住宅の所得金額」となります。

(1) 令和3年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和4年分公的年金の源泉徴収票」などで確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ)	生年月日								
		氏名									
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴								
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		1,074,770	円								
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			円								
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			円								
所得税法第203条の3第7号適用分			円								
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	求職者である親族の数					
特別障害者	その他の障害者	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人(人)	人	人

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額
円

2種類以上あれば合計して下表「★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式」で計算し、所得金額を記入してください。

(2) 令和4年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下表で区営住宅の所得金額に換算してください。

★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金合計金額の範囲	A 税法上の所得金額	B 区営住宅の所得金額 (A-100,000円)
65歳以上 (昭和33年10月19日以前生まれ)	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円~3,299,999円	年金額の合計 ()円 - 1,100,000円 = ()円	A所得金額 ()円 A - 100,000円 ()円
	3,300,000円~4,099,999円	年金額の合計 ()円 × 0.75 - 275,000円 = ()円	A所得金額 ()円 A - 100,000円 ()円
65歳未満 (昭和33年10月20日以降生まれ)	600,000円まで	0円	0円
	600,001円~1,299,999円	年金額の合計 ()円 - 600,000円 = ()円	A所得金額 ()円 A - 100,000円 ()円
	1,300,000円~4,099,999円	年金額の合計 ()円 × 0.75 - 275,000円 = ()円	A所得金額 ()円 A - 100,000円 ()円

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※年金収入が4,100,000円以上の場合、お問い合わせください。

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額
円

「区営住宅の所得金額」を申込書のこの欄に記入します。

注)年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の所得金額欄に記入してください。また、個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。

5-3 事業等所得の方（自営業・外交員等）

(1) 現在の仕事を始めた日が、令和4年1月1日以前の方

① 《確定申告をしている方》

令和4年分の所得税の確定申告書B

《第一表》

所得金額等	事業等	①	1	5	2	2	2	0	0
	農業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							
	公的年金等	⑦							
	業務	⑧							
	その他	⑨							
	⑩から⑫までの計	⑩							
	⑪								
	⑫		1	5	2	2	2	0	0

《第二表》

◆事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
目黒太郎		子	53.7.10	12月	800,000円

※妻や子供を事業専従者としている場合、この「専従者給与(控除)額」は、それぞれの専従者給与額を10~11ページの下段の計算式で所得に換算し、申込書の所得金額欄に記入してください。

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額

円

●この金額から⑩を差し引いた金額が所得金額となります。

② 《確定申告をしていない方》 令和4年1月から令和4年12月までの所得金額の合計になります。
※下記(2)を参考に所得金額を計算してください(資格審査時には確定申告が必要となります。)

(2) 現在の仕事を始めた日が、令和4年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときから月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

(収入金額 - 必要経費 = 所得金額)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

◆次の①②からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

①現在の仕事を始めた日が令和4年1月2日~令和4年9月30日までの方(令和4年10月から令和5年9月までの合計となります。)

推定所得金額

②現在の仕事を始めた日が令和4年10月1日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和5年9月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)

所得金額合計

営業した月数

$\times 12 =$ 推定所得金額

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額

円

※病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

6 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合、(1) は申込世帯の合計所得金額から、(2) はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

(1) 申込世帯（遠隔地扶養含む）の合計所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊦老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	㊦の特別障害者控除を受けられる方は、㊧の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

(1) の特別控除金額の合計 万円 9ページの 3 ★特別控除金額 (1) へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは平成12年10月4日～平成19年10月19日生まれの方
- ※ 表中の65歳以上の方とは昭和33年10月19日以前生まれの方
- ※ 表中の70歳以上の方とは昭和28年10月19日以前生まれの方

(2) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くことができるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊰寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない ^{※1} 方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない ^{※1} 方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子 ^{※2} 」のいない方も当てはまります）	
㊱ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない ^{※1} 方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子 ^{※2} を有する方	

- ※1 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ※2 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、及び年間所得額が48万円以下である必要があります。

(2) の特別控除金額の合計 万円 9ページの 3 ★特別控除金額 (2) へ

⑨ 「㊱ひとり親控除」に該当する方は、「㊰寡婦控除」の適用はありません。

5 抽せん方法と優遇抽せんについて

1 抽せん方法について

- (1) 1ページ【募集住宅】の申込区分番号ごとに募集戸数分の抽せんを行います。
この抽せんでは当せんした方が資格審査対象者となります。
※16ページの優遇抽せん資格で申込みをした場合は、2つ以上当せんする可能性がありますますが、先に出た番号のみを当せん番号とします。
- (2) 補欠者をとる場合、(1)の抽せんでは当せんしなかった番号の中から抽せんを行います。
- (3) 合格しても特定の住戸や階数などを指定することはできません。

2 補欠者について

補欠者については、資格審査対象者が不合格等になった場合のみ、補欠順位上位の方から資格審査を行い、合格者へ住戸をあっせんします。不合格等がなかった際には、あっせんはありません。

3 優遇抽せんについて（優遇倍率：甲優遇5倍 乙優遇7倍）

優遇抽せんとは、タイプA二人世帯・B・Cに申込みの方で16ページの「優遇抽せん資格一覧表」の資格要件に当てはまる方に対し、優遇倍率に応じて抽せん番号を連続して付番することにより、当せん率が高くなる方法です（一般は1つ、甲優遇は5つ、乙優遇は7つの連続した抽せん番号を付番します。）。

※タイプAの単身世帯・タイプJA・JCには優遇抽せんはありません。

(1) 優遇抽せんの申込み方法

優遇抽せんに該当する方は、申込書の「優遇区分」の中から、該当する区分を1つだけ選び、その番号を○で囲んでください。2つ以上の優遇区分に該当する場合は、いずれか1つだけ○をしてください。甲、乙どちらにも該当する場合は、乙優遇のうち1つに○をしてください。

※ 2つ以上○をつけた方は、申込みが無効となります。

※ 優遇区分により当せんされた方で、資格審査の時に優遇区分の資格がないことが判明した場合は、「一般」としての申込資格がある場合でも不合格になります。

(2) 優遇抽せん資格一覧表

●甲優遇の資格（当せん率が5倍になります。）※抽せん番号を5つ付けて抽せんします。

優遇区分 (番号)	優遇扱いを受けられる資格
準多子世帯 (31)	申込者に18歳未満（平成17年10月4日以降の生まれ）の児童が2人いて、その児童の全員が区営住宅に入居できる世帯。
心身障害者世帯 及び 原爆被爆者 (32)	申込者本人または同居親族のうち1人が次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度（5級・6級）の身体障害者。 イ 軽度の知的障害者（愛の手帳の場合は4度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ウ 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者。
公害病認定患者世帯 (33)	申込者本人または同居親族のうち1人が、公害医療手帳または大気汚染にかかる健康障害者に対する医療費の助成により医療券の交付を受けている世帯。
難病患者等世帯 (34)	申込者本人または同居親族のうち1人が、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1、第3、第5に掲げる疾病、または、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方がいる世帯、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（結核患者の医療）に基づき医療を受けており、入居予定日までに退院が可能である世帯。
DV被害者世帯 (35)	申込者本人または同居親族の1人が配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる方。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護が終了した日から5年以内の方。 イ 配偶者等に対し、裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。 * DV被害者世帯のうち、同居親族が20歳未満の子のみの場合は、ひとり親世帯とみなし乙優遇（7倍）「ひとり親世帯」に該当します。 * 「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。
犯罪被害者世帯 (36)	申込者本人または同居親族のうち1人が犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方で被害を被ったことが警察の証明等で確認できる方（犯罪被害を被ってから5年以内の方。）。

●乙優遇の資格（当せん率が7倍になります。）※抽せん番号を7つ付けて抽せんします。

優遇区分 (番号)	優遇扱いを受けられる資格
ひとり親世帯 (37)	申込者本人が配偶者（内縁及び婚約者を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満（平成15年10月4日以降の生まれ）の子のみの世帯。
高齢者世帯 (38)	申込者本人が60歳以上（昭和38年10月19日以前生まれ）であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 配偶者（内縁及び婚約者を含む。） イ 60歳以上の方。 ウ 18歳未満（平成17年10月4日以降の生まれ）の方。 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者。 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）。 カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
心身障害者世帯 (39)	申込者本人または同居親族のうち1人が、次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者。 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者。
多子世帯 (40)	申込者に18歳未満（平成17年10月4日以降の生まれ）の児童が3人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる世帯。
生活保護等 受給世帯 (41)	申込日現在、申込者本人または同居親族のうち1人が、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している世帯（申込者と居住を一にしていなくても、同一世帯と認定された方及び修学のために世帯分離を認められた方を含む。）。
小さな子どもの いる世帯 (42)	申込者と同居親族に小学校就学前の児童（平成29年4月2日以降の生まれ）が2人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる世帯。

1 タイプの基準

タイプ	入居可能人数	専用面積	備考
AS	1人	30㎡未満	単身世帯用（*今回は募集住戸なし）
A	1人～2人	40㎡未満	
B	2人以上	40㎡～55㎡未満	
C	3人以上	55㎡以上	
D	1人～2人	55㎡未満	車いす使用者世帯向け（*今回は募集住戸なし）
E	2人以上	55㎡以上	車いす使用者世帯向け（*今回は募集住戸なし）
F	1人～2人	40㎡未満	障害者世帯向け（*今回は募集住戸なし）
G	2人以上	40㎡～55㎡未満	障害者世帯向け（*今回は募集住戸なし）

※「入居可能人数」は申込み時の人数です。

2 居室内で病死等があった住戸におけるタイプの基準

タイプ	入居可能人数	専用面積	備考
JA	1人～2人	40㎡未満	Aタイプの居室内で病死等があった住戸
JB	2人以上	40㎡～55㎡未満	Bタイプの居室内で病死等があった住戸 （*今回は募集住戸なし）
JC	3人以上	55㎡以上	Cタイプの居室内で病死等があった住戸

※居室内で病死等があった住戸の事故内容については一切お答えできません（具体的な状況、死因等）。

※入居後、居室内で病死等があった住戸であることを理由に他の住戸へは変更できません。

また、使用料は一般募集住戸と変わらず、居室内で病死等があった住戸であることを理由に使用料が減額されることもありません。

3 募集住宅一覧

※「標準的使用料」は入居収入基準内の世帯の令和5年度の内容です。

申込区分 番号	住宅名 所在地 (交通機関)	間取り	専用面積	標準的使用料	エレベーター	構造階	建築年	備考
01	青葉台一丁目アパート 青葉台1-6-48 (中目黒駅 徒歩6分)	1DK	36.7㎡	24,200~ 47,500円	有	鉄筋4階	H21	
02	碑文谷アパート 碑文谷2-7-8 (バス停 碑文谷二丁目)	1DK	31.4㎡	20,300~ 39,900円	有	鉄筋4階	H27	
03	南一丁目アパート 南1-11-1、2 (バス停 原町交番前)	2DK 3DK	33.4㎡ 36.4㎡	17,400~ 37,200円	有	鉄筋4階 鉄筋5階	S46 S45	H23年耐震補強 工事済
04	目黒本町四丁目アパート 目黒本町4-15-19 (バス停 月光原小学校前)	1DK	35.0㎡	22,300~ 43,700円	有	鉄筋5階	H16	
05	上目黒一丁目アパート 上目黒1-26-2 (中目黒駅 徒歩4分)	2DK	48.3㎡	33,600~ 65,900円	有	鉄筋 13階	H21	
06	上目黒四丁目アパート 上目黒4-40-7 (バス停 三宿病院前)	3DK	51.0㎡	30,600~ 60,100円	有	鉄筋3階	S52	H18~19 スーパーリフォーム済 洋室にリフォーム済
07	碑文谷四丁目アパート 碑文谷4-9-1 (バス停 碑文谷三丁目)	3DK	50.1㎡	28,000~ 55,100円	有	鉄筋3階	S52	洋室にリフォーム済
08	東が丘一丁目第2アパート 東が丘1-31-7 (バス停 野沢龍雲寺)	3DK	63.2㎡	37,300~ 73,100円	無	鉄筋4階	S63	洋室にリフォーム済
09	南一丁目アパート 南1-11-2 (バス停 原町交番前) 居室内で病死等があった住戸	2DK	33.4㎡	17,400~ 34,100円	有	鉄筋4階	S46	H23年耐震補強 工事済 洋室にリフォーム済
10	三田一丁目アパート 三田1-11-26 (恵比寿駅 徒歩10分) 居室内で病死等があった住戸	3DK	63.0㎡	40,600~ 79,800円	有	鉄筋6階	H7	洋室にリフォーム済

4 使用料について

(1) 区営住宅の使用料の決定

- ア 使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等により決まります。
- イ 入居者の所得に応じて、以下の3種類があります。
 - ①収入基準内の入居者に対する使用料
 - ②基準を超えた収入超過者に対する使用料
 - ③高額所得基準を超えた高額所得者に対する使用料
- ウ 各世帯の使用料は、毎年6月に提出していただく収入報告により所得を認定したうえで決定し、翌年4月から適用されます。

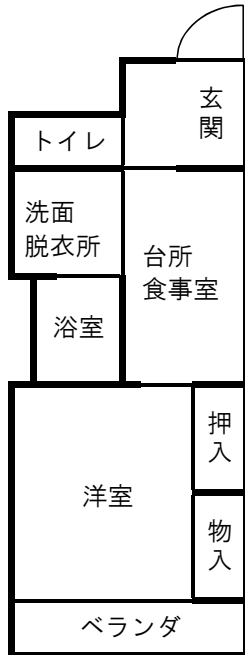
(2) 住宅使用料のお支払い

- ア 住宅使用料のお支払いは、原則として口座振替となります。
- イ 所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

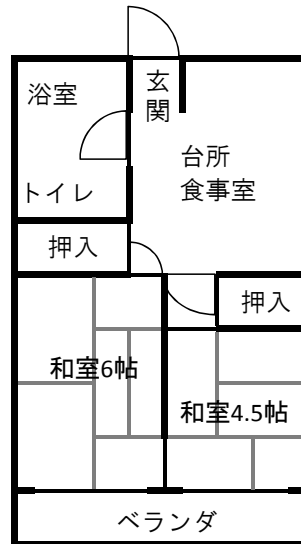
5 区営住宅の標準的な間取り

※ここに掲載されているものは標準的な間取り図で、実際と異なることがあります。

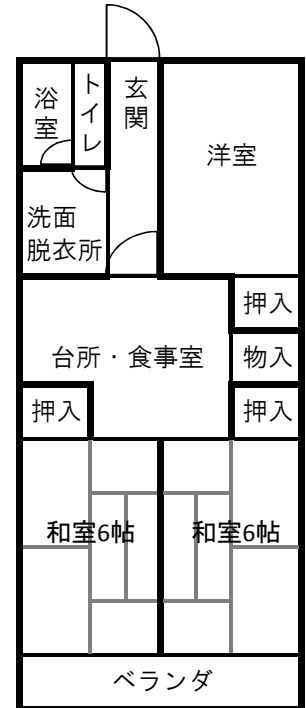
1DK



2DK



3DK



7 申込書の書き方

- 太枠線内をご記入ください。
- 裏面も記入してください。
- 重複申込み、記入もれ等は申込みが無効となります。

記入例

○申込書は、折りたたんで所定の封筒に入れ、必ず84円切手を貼り郵送にてお申込みください。

記入しないでください。

令和5年10月 区営住宅使用申込書

令和5年10月 日

目黒区長宛て

私は、目黒区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので申し込みます。
 なお、この申込書の記載事項について、区が住民基本台帳等により確認を行うことに同意します。
 また、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者（同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第9号に規定する暴力団員であるときは、使用の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
 暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
 また、暴力団員であることが判明したときは速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

区分番号	受付番号
単身資格	優遇区分

○太線枠内のみ、必ず記入してください。記載事項の変更はできませんので、ご注意ください。

○入居を希望する申込区分番号を1つだけ記入してください。

※区営住宅入居者募集のご案内のP1【募集住宅】をご参照ください。

1ページを
ご覧ください。

申込区分番号 **08**

④ 修正テープや消せるボールペンは使用しないでください。

屋間連絡のつく自宅
及び携帯電話の番号
を記入してください。

郵便番号	153-0051	固定電話	03(0000)0000
携帯電話	090-0000-0000		
現住所	目黒区 上目黒 2-19-15		
	上目黒	様方 荘 (<u>アパート</u>)	101 号室
フリガナ	メグロ	タロウ	
氏名	目黒	太郎	生年月日 大正 昭 <u>和</u> 56 年 12 月 1 日 平成
フリガナ			
外国人の場合通称名			満 (41) 歳
世帯	入居申込み人数 (申込者を含む) 3 人	入居しないが、申込者または同居親族の 所得税法上の扶養親族数 (遠隔地扶養)	区内居住年数 14 年

8ページの2を
ご覧ください。

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は、併記してください。

漏れのないように注意し
てください。入居申込み
人数と、この欄に記入さ
れた人数が一致してい
ることを確認してくだ
さい。

入居申込み世帯員 (親族)							
フリガナ	氏名	続柄	年齢	生年月日	職業	勤務先および連絡先	区営住宅の 所得金額
	申込者	本人			会社員	(株)目黒商事 3715-0000	1,488,000 円
メグロハナコ	目黒花子	妻	39	大 昭 平 令 59 年 3 月 5 日	無職	090-0000-0000	円
メグロジロウ	目黒次郎	長男	17	大 昭 平 令 17 年 11 月 10 日	学生	目黒高校3年	円
				年 月 日			円
				年 月 日			円
				年 月 日			円
特別控除対象者名	目黒花子	種類	精神障害者控除 (3 級)	特別控除金額	△ 270,000 円		
特別控除対象者名	目黒次郎	種類	特定扶養控除 (級)	特別控除金額	△ 250,000 円		
				差引所得金額	968,000 円		

14ページを
ご覧ください。

抽せん番号

◎裏面の住宅困窮状況申告書も
忘れずにご記入ください。

[職業欄の例]
会社員・パート・アルバイト・
自営・年金・休職中・無職・求
職中・生活保護など

給与・年金・事業等、所得の種
類別にひとつずつ計算し、合計
を記入。8~13ページをご覧
ください。

① 外側に折ってください。(切りはなさないこと)

[単身者の申込み資格]
7ページをご覧ください。

[優遇抽せん申込区分]
16ページをご覧ください。
甲と乙があります。

[一般の方の場合]

単身 でお申込みの方 (P7をご覧ください。) ※該当する資格を1つだけ選んで○をつけてください。			家族 でお申込みの方 (P16をご覧ください。) ※該当する資格を1つだけ選んで○をつけてください。2つ以上あてはまる方でも、どれか1つを選んでください。2つ以上○をつけた方は申込みが無効になる場合があります。			
○	60歳以上	20	一般	一般世帯	30	
	身体障害者【1級～4級】	21	甲優遇	準多子世帯	31	
	精神障害者【1級～3級】	22		○	心身障害者世帯及び原爆被爆者	32
	知的障害者【1度～4度】	23			公害病認定患者世帯	33
	生活保護受給者	24			難病患者等世帯	34
	中国残留邦人支援給付受給者	25			DV被害者世帯	35
	海外からの引揚者	26			犯罪被害者世帯	36
	ハンセン病療養所等入居者	27	乙優遇	ひとり親世帯	37	
	単身DV被害者	28			高齢者世帯	38
					心身障害者世帯	39
					多子世帯	40
				生活保護等受給世帯	41	
				小さな子どもがいる世帯	42	
※単身申込みに優遇抽せんはありません。			※優遇抽せんに該当しない方は一般世帯に○をつけてください。 ※JA、JCタイプに優遇抽せんはありません。一般世帯に○をつけてください。			

★切手を忘れずに貼ってください。
 ○所定の「封筒」に84円切手を貼ってください。
 ○下の「はがき」2か所に63円切手を貼ってください。

63円切手(2か所)を必ず貼ってください。切手のないものは返送できません。封筒にも84円切手を忘れずに貼ってください。

① 外側に折ってください (切りはなさないこと。)

② 外側に折ってください (切りはなさないこと。)

郵便はがき

く必63
だず円
貼切手
いて

1 5 3 0 0 5 1

住 目黒区 上目黒2-19-15
所 上目黒アパート 101号室

氏 目黒太郎 様
名

申込区分番号 0 8

抽せん番号

③ 外側に折ってください (切りはなさないこと。)

郵便はがき

く必63
だず円
貼切手
いて

1 5 3 0 0 5 1

住 目黒区 上目黒2-19-15
所 上目黒アパート 101号室

氏 目黒太郎 様
名

申込区分番号 0 8

抽せん番号

(抽せん番号お知らせ用)

(抽せん結果用)

8 入居後のご注意

共益費・自治会費について

- (1) 共益費は、エレベーターの保守管理費等として、毎月、区に支払っていただきます。
- (2) 自治会費は、廊下・庭などの共用部分の水道光熱費や自治会（各アパートの居住者で組織する団体）が住宅内排水管の維持管理（清掃含む。）、ごみ処理、草刈り等を行うための費用です。入居者には支払い義務がありますので、入居後、各自治会に加入し、自治会へお支払いください。

使用承継（名義人の変更）

区営住宅入居後、使用者（名義人）が退去する場合は、同居人も退去し、住宅を返還していただきます。ただし、やむを得ない事情（使用者の死亡や離婚による転出など）があり、条例等の基準を満たしたときは、原則として配偶者（正式に同居している場合に限る。）のみ使用承継ができます。車いす使用者・障害者世帯向け住戸については、所定の要件を満たしていることが必要となります。

同居について

当初の入居者以外の方（出産、婚姻等は除く。）は、原則、同居させることはできません。

ペットの飼育等の禁止について

区営住宅では、犬・猫・鳥などのペット類の飼育および持ち込みはできません。また、敷地内でのエサやりも禁止です。

使用料等の滞納について

使用料等を滞納した場合は、住宅の明け渡し請求の対象になります。

所得金額が入居基準を超えると

所得金額が一定の基準を超えた方は、「収入超過者」、「高額所得者」に認定されます。「収入超過者」に認定された方は、住宅の明け渡しに努めなければなりません。また、「収入超過者」の使用料は、収入超過期間に応じて、一定の割増率で加算されます。さらに、「高額所得者」に認定された方は、住宅を明け渡す義務が生じます。区営住宅は低所得者のために設置された住宅なので、住み続けることはできません。

部屋の模様替えなどについて

区営住宅の入居後に、住宅の模様替え及び工作物の設置を行う場合は、あらかじめ許可を受けなければなりません。

駐車場について

区営住宅には、原則として入居者専用の駐車場はありません。ただし、車いす使用者世帯向け住戸、障害者世帯向け住戸が設置されている住宅には、一部駐車場を設置しています。

緊急連絡先登録について

区営住宅では、緊急連絡先の登録をしていただきます。

その他

家族構成や入居状況等に変更が生じた場合、手続きが必要です。

主な注意事項はここに記載した通りですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。また、入居後は、区の条例や規則などに従い集合住宅での生活ルールを守っていただきます。

問い合わせ先

目黒区「公営住宅の窓口」指定管理者 株式会社東急コミュニティー
〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 別館6階
電話 03 (3715) 1871 (平日8:30~17:00 土日祝休)

9 前回の応募倍率

令和4年10月募集（募集期間 令和4年10月3日～10月14日）

募集住宅	募集戸数(戸)	応募数(名)	応募倍率(倍)
AS01 中町一丁目アパート	1	19	19.0
A02 青葉台一丁目アパート	2	71	35.5
A03 上目黒一丁目アパート	2	76	38.0
A04 清水町アパート	2	71	35.5
B05 上目黒一丁目アパート	2	49	24.5
B06 上目黒四丁目アパート	1	7	7.0
B07 中町一丁目アパート	1	25	25.0
B08 碑文谷四丁目アパート	1	20	20.0
C09 青葉台二丁目アパート	1	2	2.0
C10 清水町アパート	1	26	26.0
C11 東が丘一丁目アパート	1	1	1.0
C12 東が丘一丁目第2アパート	1	3	3.0
C13 三田一丁目アパート	3	12	4.0
E14 青葉台一丁目アパート	1	2	2.0
JA15 青葉台一丁目アパート	2	24	12.0
JA16 南一丁目アパート	1	15	15.0
JB17 上目黒四丁目アパート	1	1	1.0
JB18 三田一丁目アパート	1	0	0.0
JB19 八雲五丁目アパート	1	2	2.0
計	26	426	16.4

※倍率は優遇割増数を除く、募集戸数に対する応募数によるものです。